

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課

1 県が実施する指導・監査について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導・監査

【対象】

- ① 旧法（身障・知的）社会福祉施設（入所・通所）及び障害者支援施設
- ② 障害福祉サービス事業
- ③ 相談支援事業

【内容】

- ・ 人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、サービス報酬（障害保健福祉課・各県福祉保健所）〔市町村も可能〕

2 指導・監査の実施形態

指導監査はその目的に応じて、「指導」と「監査」の2つの実施形態があります。

指 導	実地指導	サービスの内容等又は介護給費等の請求の適正化を図ることを目的に実施する。
	集団指導	指定障害福祉サービス事業者等実施機関の必要な内容に応じて、講習会形式で行う。
監 査	サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合（「指定基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施する。	

3 指導の概要

項 目	実施方針	備 考
1 対象施設・事業所及び実施機関	① ・旧法身体（知的）障害者施設及び指定障害者支援施設 （上記施設と同一敷地内、隣接又は近接する敷地にある指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所を含む） → 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課 ② ①以外の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所 → 各県福祉保健所 〔市町村も可能〕	○ 平成19年度から市町村においても、必要があるときは、指導監査を実施できる取扱いとなった

2 対象項目	<p>① 旧法身体（知的）障害者施設、指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所 → 障害者自立支援法等に基づく指定基準（人員・設備・運営）、介護給付費等の請求</p>	<p>○ 平成19年度から、監査対象項目が支援費制度から障害者自立支援法に基づく制度へ移行 ※ ただし、身体（知的）障害者施設の人員・設備・運営は、引き続き従前の身体（知的）障害者福祉法に基づく指定基準による</p>
3 実施形態	<p>① 集団指導 原則として年1回以上、講習形式で実施</p> <p>② 実地指導 ・原則として施設は2年に1回、事業所は3年に1回実施 ・このほか、前年度の実地指導結果等を踏まえ、必要と判断される場合は上記以外でも実地指導を実施</p>	

4 監査、行政上・経済上の措置の概要

項 目	実 施 方 針
監 査	<p>① 対象施設・事業所 通報・苦情・相談等に基づく情報や、実地指導において確認した情報から、次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認について必要と認められる施設・事業所 (=指定基準違反等の確認が必要と認められる施設・事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼした（利用者に対する虐待等） ○ 指定基準の重大な違反 ○ サービスの内容に不正又は著しい不当 ○ 介護給付等の請求に不正又は著しい不当 ○ 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をした ○ 出頭を求められてもこれに応じず、質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した ○ 不正の手段により事業所・施設の指定を受けた ○ 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合 <p>② 実施機関 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課 [市町村も可能]</p> <p>③ 実施方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要において随時実施 (また、実地指導中に、①介護給付等の請求に著しい不正が認められる場合、②著しい運営基準違反があり、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに監査に切り替え実施することができる。) ○ 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる場合は、後日文書により通知

行政上の措置	<p>○ 監査の結果、障害者自立支援法の規定に基づき、県は、「勧告」、「命令」、「指定の取消し等」の行政上の措置を機動的に行う</p> <p>① 勧告 期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる 期限内に従わなかった場合は公表できる</p> <p>② 命令 正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて、勧告に係る措置をとるよう命令することができる 命令した場合は公示する</p> <p>③ 指定取消し等 指定基準違反等の内容が、障害者自立支援法第 50 条第 1 項各号、同条第 3 項及び第 4 項で準用する同条第 1 項各号（第 12 号を除く）のいずれかに該当する場合、指定の取消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる 指定取消し等をした場合は公示する</p> <p>※ 命令、指定取消し等を行う前に、聴聞又は弁明の機会の付与を行う</p>
経済上の措置	<p>県が命令又は指定の取消等を行い、かつ返還金が生じる場合は、関係市町村は原則として、返還金+加算金（返還金の 40/100）の返還を命じる</p>

5 県の関係機関窓口

機 関 名	所 在 地	所管地区
沖縄県福祉保健部障害保健福祉課	〒900-8570 沖縄県那覇市1丁目2番2号 TEL098-866-2190（代表） FAX098-866-6916	①旧法身体（知的）障害者施設及び指定障害者支援施設 （上記施設と同一敷地内、隣接又は近接する敷地にある指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所を含む。）
南部福祉保健所	〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平212 TEL098-889-6351（代表） FAX 098-889-6366	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）の①以外の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所
中部福祉保健所	〒904-2155 沖縄市美原1-6-28 TEL098-938-9709（総務福祉班） FAX098-938-9789	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡宜野座村、恩納村及び金武町 中頭郡（西原町を除く。）の①以外の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所
北部福祉保健所	〒905-0017 名護市大中2-13-1 TEL(0980)-52-2714（代表） FAX(0980)-53-2505	名護市 国頭郡（宜野座村、恩納村及び金武町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村の①以外の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所
八重山福祉保健所	〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里438-1	石垣市、八重山郡の①以外の指定障害福祉サービス事業所、指定相談支

	TEL(0980)-82-2330 (福祉班) FAX (0980)-83-5949	援事業所
宮古福祉保健所	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 476 番地 TEL(0980)-72-3771 (福祉班) FAX(0980)-72-8446	宮古島市 宮古郡の①以外の指定 障害福祉サービス事業所、指定相談 支援事業所

まとめ

指定障害福祉サービス事業に係る「自己点検表」及び「事前調書」を障害保健福祉課ホームページに掲載しましたので、今年度指導監査を実施していない事業所においては、是非とも自己点検を行い、指定基準を遵守し事業が運営されているか、報酬が適正に算定されているか等を確認くださるようお願いいたします。

(注意：あくまで自主的なものであり、自己点検結果等を県に提出するものという趣旨ではありませんが、事業の実施の適正化を図るためにも、各事業所において、毎年度時期を決めて自主的に実施するようお願いいたします。)

[掲載場所]

障害保健福祉課HP→指定障害福祉サービス事業者等関係情報「集団指導・実地指導関係」

なお、自己点検をしていれば、容易に発見される基準不整合を放置したり、適切な報酬減算を行わないまま請求を続けている場合など、明らかに作為的な事案については、厳正な取扱を行う場合があります。